

企画競争実施の公示

令和8年7月15日
観光庁 参事官（旅行振興）
根来 恭子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 『日米観光交流促進キャンペーン 2026』に関するイベント運営・プロモーション等業務

(2) 業務内容

2025 年の日米間の交流人口は、527 万人（歴代 2 位）を記録し、コロナ禍後、順調な拡大が続いている。2026 年は、米国の建国 250 周年を迎える節目の年であることに加え、日本の旅券（パスポート）手数料の引下げが行われたことから、日本人の米国への旅行需要が一層高まる好機となることが期待される。観光庁では、この機会を捉え、日米の官民の連携による、『日米観光交流促進キャンペーン 2026』を実施しているところである。

本事業では、米国へのアウトバウンド促進に向けた国内イベントやプロモーションの実施を通じ、日米間の観光を通じた双方向交流の更なる拡大を図ることを目的とする。

(3) 履行期限 令和9年3月19日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること又は申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

観光庁 参事官（旅行振興）付 中島、板里、領家
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 15 階
電話：03-5253-8329（直通） 電子メール：hqt-nichibei-kankokouryu2026@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画説明書の交付期間、交付方法及び連絡先

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 8 月 27 日（木）(1)に同じ
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び連絡先

原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ
令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時 00 分

(4) 説明会実施の有無

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基

づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。